

第25期 第14回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和6年9月30日（月曜日） 午後1時30分～午後2時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席農業委員	寒河江 一富	今 泉 宏 治	早 勢 光 明	野村 真理子	計6名
	堀 勝	中 岡 亮 太			
欠席委員	嶺野 真弓				計1名

審 議 事 項

報 告 第 1 号 現況証明願の専決処分について

	所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市字植苗 129番53 129番112	牧場	登録なし	183 19	■■■■市■■■町 ■■丁目■■■番■■■号 ■■ ■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地採草放牧地以外	農業委員 今 泉 宏 治 早 勢 光 明 推進委員 佐久間 貴子 溝 口 憲 明
2	苫小牧市字錦岡 270番4の内	原野	登録なし	1,983 991	■■■■市字■■■ ■■■■番地の■■ ■■ ■■	地目確認の為	農地採草放牧地以外	農業委員 中 岡 亮 太 野 村 真 理 子 堀 勝 嶺 野 真 弓
3	苫小牧市字錦岡 270番194の内	原野	登録なし	2,975	■■■■市字■■■ ■■■■番地の■■■■ ■■ ■■	地目確認の為	農地採草放牧地以外	推進委員 羽 原 吉 一 藤 澤 純

審議結果

原案承認

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(自己転用)

土 地 の 表 示				土地所有者の 住所・氏名
所 在 ・ 地 番	地 目		面 積	
	登 記	現 況		
苫小牧市のぞみ町 1丁目1番2	畑	畑	3,306 m ²	■■■■市■■■■町■■丁目■■番■■号 ■■■■■■

転用の詳細		備考
1 転用の目的 宅地造成の為	2 転用の時期 令和6年12月予定	

※ 審査書は別紙1

審議結果	原案承認
------	------

報告第3号 苫小牧市農業委員会農地等転用届出事務処理要領の一部改正について

- 1 改正理由 農地法の一部改正に伴う関係要領の整備のため
- 2 改正の内容 苫小牧市農業委員会農地等転用届出事務処理要領第1条及び第2条に掲げる農地法条文の変更

改正条	改正後	改正前
第1条	農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項第7号及び法第5条第1項第6号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用届出に係る事務処理は、別に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。	農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項第8号及び法第5条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用届出に係る事務処理は、別に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。
第2条	市街化区域内の農地を転用するため法第4条第1項第7号の届出をしようとする者については届出書（様式第4号の8）を、市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の届出をしようとする者については届出書（様式第4号の9）を農業委員会（以下「委員会」という。）に提出させるものとする。	市街化区域内の農地を転用するため法第4条第1項第8号の届出をしようとする者については届出書（別記第31号様式）を、市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第7号の届出をしようとする者については届出書（別記第32号様式）を農業委員会（以下「委員会」という。）に提出させるものとする。

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件				
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
■■■■（合）	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否

※農地所有適格法人要件確認書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

議 案 第 2 号 農用地利用集積計画の策定について

整理 番号	R6-7	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■■■■番地		
				氏名又は名称		(株) ■■ ■■■■■■ 代表取締役 ■ ■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市■■■■■■丁目■番■号		
				氏名又は名称		■■ ■■	
利用権を設定する土地					設定する利用権		
所 在		地 番	現況地目	面 積(㎡)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字樽前		202 番 1	畑	19,359	解除条件付 使用貸借権	畑	
		204 番	畑	118			
		206 番 10	畑	2,136			
		538 番	畑	784			
		(合計 22,397					
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係		
始 期		終 期		借賃(円)			借賃の支払方法
令和6年10月1日		令和9年9月30日		—			—
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					解除条件付使用貸借		
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備 考		
住 所		氏名又は名称		権限の種類		—	
—		—		—			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称				設立年月日		農作業従事日数			
(株) ■■■ ■■■■■■ 代表取締役 ■ ■■■				昭和 34 年 5 月 1 日		—			
設定を受ける土地の面積(㎡)			現に耕作又は養畜の事業に供している農 用地の面積(㎡)			主たる経営作目			
農 地		22,397		農 地		—			
そ の 他				採草放牧地		ハスカップ			
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼 養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳 未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	2 人	農業専従者		2 人 (1 人)	—	—	—	草刈り機 他農機具	1 台 一式
		農 業 補 助 者	主として農 業 に 従 事 する者						
女	人		従として農 業 に 従 事 する者						

※調査書は別紙3

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

土 地 の 表 示				貸主の住所・氏名	借主の住所・氏名 設立年月日
所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)		
	登記	現況			
苫小牧市字錦岡 270 番 4 の内 270 番 194 の内	原野 原野	畑 畑	40,030 の内 35,474 20,826 の内 2,432 (合計 37,906)	■■■■市字■■ ■■■■番地の■■ ■■ ■ ■■■■市字■■ ■■■■番地の■■■■ ■■ ■ ■■■■株式会社 代表取締役 ■■ ■■ (S■■.■■.■■設立)	■■■■市字■■■■ ■■番地の■■■ ■■■■株式会社 代表取締役 ■■ ■■ (S■■.■■.■■設立)
権利を設定しようとする理由の詳細				権利を設定しようとする契約の内容	
当該地は畑として利用しておりますが、表土に火山礫が混入しており、耕作の悪い部分があり作業効率も悪いので、この農地から土砂等を採取し跡地を埋戻し、当地の良質な表土を敷き均し整地して優良な畑として復元する。				1) 設定の時期 許可日から 2) 権利の存続期間 許可日から 1 年間	
転用計画の詳細		資金・事業計画の詳細			備 考
1) 転用の目的 砂利採取 2) 転用の時期及び概要 許可日から 1 年間		1) 資金計画の内訳 自己資金 ■■■■■千円 2) 事業費の内訳 事業費 ■■■■■千円 内訳 工事費 ■■■■千円 埋戻費用 ■■■■千円 諸経費 ■■■■千円			

※ 農地法第5条調査書は別紙4

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号 苫小牧市農業委員会会長専決規定の一部改正について

- 1 制定理由 農地法の一部改正に伴う関係規程の整備のため
- 2 制定の内容 苫小牧市農業委員会会長専決規程の第2条に掲げる農地法条文の変更
- 3 苫小牧市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程及び新旧対照表 別紙5

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第15回農業委員会総会の開催について
10月29日(火)の午後1時30分からの開催予定
- (2) その他

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書 審査書

届出人： ■■ ■■		代理人：(株)■■■■■■■	作成者： ■■ ■■
代表取締役 ■■ ■■			
点 検	確 認		適 否
届出の土地が市街化区域内にある。	いずれも、市街化区域内である。		○
届出書の法定記載事項が記載されている	届出者の住所及び職業		○
	土地の所在等（所在・地番・地目・面積・所有者・耕作者）		○
	転用計画（転用目的・転用時期・転用の目的に係る事業又は施設の概要）		○
	転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要		
添付書類が具備されている。	土地の位置を示す地図		○
	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）		○
	農地法第 1 8 条第 1 項の許可を証する書面（届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合）		
	委任状（届出人以外の者が届出・受理する場合）		○
	参考となる資料 配置図、建物平面・立面図		

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: ■■■■合同会社

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■■番地の■■■

報 告 受 理 日		令和4年7月20日	令和5年7月18日	令和6年8月22日
経営面積 (ha)	田	14.4	14.4	14.4
	畑	87.5(苜20)	120(苜20)	120(苜20)
	採草放牧地			
法 人 形 態		合同会社	合同会社	合同会社
要 件 の 適 否		⓪・否	⓪・否	⓪・否
事業 の 種類	農 畜 産 物 名	小麦、大豆、ブロッコリー他	小麦、大豆、ブロッコリー他	小麦、大豆、ブロッコリー他
	関 連 事 業 等 名			
	そ の 他 事 業 名			
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報 告		
		合 計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報 告		
		合 計		
	要 件 の 適 否		⓪・否	⓪・否
構 成 員 数	総 数		2人(100)	2人(100)
	農地提供者 ①			4人(50)
	農業常時従事者 ②		2人(100)	4人(50)
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()
	①～⑥以外の者 ⑦			
	要 件 の 適 否		⓪・否	⓪・否
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理 事 等 の 総 数		2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧		2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨		2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無
	要 件 の 適 否		⓪・否	⓪・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備 考		○R2年12月法人設立 によりR3年4月からR4年 3月決算		

第 25 期第 14 回農業委員会総会

(利用権の設定：解除条件付使用貸借権)

譲受（借）人： 株式会社 ■■ ■■■■■■ 代表取締役 ■ ■■	譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている	しない
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借人は営農計画書より、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

農地法第4条・第5条調査書

第25期第14回農業委員会 議案第 3 号

申請者（4条）	譲受（借）人（5条）	譲渡（貸）人（5条）	作成者
—	■■■■■（株） ■■■■■■ ■■ ■■	■■ ■ ほか1名	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判 断 項 目	該 当
【農用地区域内農地】	
農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地	レ
【甲種農地】（市街化調整区域内にある農地で特に良好な営農条件を備えている農地）	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地	—
農業公共投資後8年以内の農地	—
【第1種農地】（良好な営農条件を備えている農地）	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地	—
土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地	—
近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	—
【第2種農地】（市街地化が見込まれる区域内にある農地）	
鉄道の駅、市町村役場等からおおむね500m（区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合は、その割合が40%となるまで1kmを限度に延長可）以内の区域内の農地	—
農業公共投資の対象となっていない小集団（おおむね10ha未満）の生産性が低い農地など	—
【第3種農地】（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地）	
水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受でき、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在している（住宅等の施設を誘引することが期待できるものに限る。）	—
申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、役場等が存在している	—
住宅、事務所等ほか公共公益的施設が連たんしている	—
街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている	—
都市計画法に規定する用途地域が定められている	—
土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域	—

(2) 上記により判断した理由

（判断理由の根拠となった図面・資料等から確認）

申請地については、市街地から南西約2kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由

（特に第2種農地については、非農地や第3種農地に立地困難とした理由を含めて検討が必要）

・令第11条第1項第1号のイ 事業（許可後1年間）実施後、優良農地に復元される一時転用事業
・令第11条第1項第1号のロ 苫小牧市農業振興地域整備計画に支障が無い旨意見付きで回答あり。 各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確 認 項 目	可否	備 考
資力及び信用があると認められる	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意等を得ている（賃借権、抵当権、仮登記権など）	—	
申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある	可	
行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがある	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況	可	
申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある	可	
申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる	可	
転用目的が土地の造成のみでない (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	—	

(2) 被害防除措置の妥当性

確 認 項 目	可否	備 考
土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない	可	・採取地周辺の出入り口付近には部外者立入り禁止の標識を設置。 ・悪天時には作業を中止。 ・土砂運搬は、事前に運航路を決め、過積載の無いよう運転手に周知。
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない	可	
集団的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない	—	
周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない	—	

※ 必ず申請書に記載させ、妥当性の検討を行うこと。

(3) 一時転用

確 認 項 目	可否	備 考
事業終了後に確実に農地の復元がされること	可	埋戻し土砂売買契約書
設定する権利が賃借権または使用貸借権であること	可	土地賃貸借契約書

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き（該当する場合）

確 認 項 目	決定(予定)公告日	備考
農振法の「市町村農業振興地域整備計画」の変更手続の状況		—
1ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続の状況		—

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
法人の登記事項証明書（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レ
定款又は寄付行為の写し（法人の場合）		レ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書の原本（要約書は不可） <u>転用面積は原則土地登記簿の地積による</u>	レ
地番図	公図（地籍図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	最新の図面であること <u>必要に応じ色塗り「農地区分」が明確に判断できるもの</u>	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1／500～1／2,000程度	—
これらの施設を使用するために必要な道路、用排水施設等の施設を表示した図面		—
資力及び信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等 必要に応じ過去の事業実績が確認できる書類	レ
所有権者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書 地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書 賃貸借の場合は農地法第18条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	都市計画法、森林法、砂利採取法等に係る関係書面の写し等	申請中
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	申請中

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用の場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書等	抵当権者等の同意書等	—
事業計画書		レ
転用面積の算定根拠		レ
被害防除計画		—
工事工程表		レ
土地利用計画図		レ
造成計画図（平面図、縦横断面図）		レ
取水・排水（雨水）等関係図面		レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書等の写し、関係機関等との協議経過書類	レ
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
農地復元の関係書類（砂利採取法等認可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断面図等）など）	一時転用の場合	レ
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	レ
写真	現況写真、航空写真	レ
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ

別紙 5

苫小牧市農業委員会告示第 号

苫小牧市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程

苫小牧農業委員会会長専決規程（令和元年農業委員会告示第 10 号・改正令和 2 年 1 月 1 日農業委員会告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号」を「第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号」に改め、同条第 2 号中「第 4 条第 1 項第 9 号」を「第 4 条第 1 項第 8 号」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 1 項第 7 号」を「第 5 条第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

○苫小牧市農業委員会会長専決規程（新旧対照表）

（令和元年農業委員会告示第 10 号・改正 令和 2 年 1 月 1 日農業委員会告示第 14 号）

改 正 後	改 正 前
（専決事項） 第 2 条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）<u>第 4 条第 1 項第 7 号</u>及び第 5 条第 1 項第 <u>6 号</u>の規定による届出の受理に関すること。 (2) <u>法第 4 条第 1 項第 8 号</u>の規定による届出の確認に関すること。 (3) <u>法第 5 条第 1 項第 6 号</u>の規定による届出を要する農地等について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）、民事執行法（昭和54年法律第 4 号）等の規定により公売等が行われる場合における買受適格証明に関すること。 (4)－(10) 《略》	（専決事項） 第 2 条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）<u>第 4 条第 1 項第 8 号</u>及び第 5 条第 1 項第 <u>7 号</u>の規定による届出の受理に関すること。 (2) <u>法第 4 条第 1 項第 9 号</u>の規定による届出の確認に関すること。 (3) <u>法第 5 条第 1 項第 7 号</u>の規定による届出を要する農地等について、国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）、民事執行法（昭和54年法律第 4 号）等の規定により公売等が行われる場合における買受適格証明に関すること。 (4)－(10) 《略》
施行日：令和 6 年 10 月 1 日	